

西条市再犯防止推進計画（案）

令和6年度～令和10年度

令和6年(2024年) 月

西条市

西条市再犯防止推進計画 目次

第1 計画の概要とスケジュール

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の支援対象者	2

第2 計画の方針及び重点課題

1 基本方針	2
2 重点課題	3

第3 課題に対する市の取組

1 国・県等との連携強化等	4
2 就労・住居の確保等	5
(1) 就労の確保	5
(2) 住居の確保	6
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	7
(1) 高齢者又は障がいのある人への支援	7
(2) 薬物依存を有する者等への支援	9
4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	10
5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等	12
6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	13

第4 計画の推進について

1 計画の推進と普及啓発	15
2 計画の進行管理	15

参考資料	16
------	----

第1 計画の概要とスケジュール

1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年にピークを迎えて以降、国による犯罪の抑止に係る様々な取組を進めた結果、令和3年は戦後最少となりましたが、令和4年には60万 1,331 件となり、今後の動向を注視する必要があります。

一方、刑法犯により検挙された人のうち、再犯者数については減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

こうした状況の中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)が制定され、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は、再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者(以下「犯罪をした者等」という。)の中には、貧困や疾病、嗜癖、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、こうした犯罪をした者等が再び罪を犯すことの無いよう、地域社会で孤立させないための支援を国・地方公共団体及び民間団体等が連携して実施する必要があります。

とりわけ、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、地域社会で生活する犯罪をした者等の生活の安定を図る「息の長い支援」が期待されており、支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村(特別区を含む。以下同じ。)の役割が極めて重要です。

これらを受け、本市において、SDGs の理念でもある「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すためにも、市の施策へ再犯防止の視点を反映し、犯罪をした者等を含む誰もが住み慣れた地域で、共に支え合いながら、いきいきと暮らせる安全・安心なまちづくりを実現するため、本計画を策定するものです。

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲット、232の評価指標から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、日本を含めた先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、西条市においても持続可能な地域づくりを目指して積極的に取り組んでいます。

なお、再犯防止の取組は、SDGsの17の目標のうち、「1. 貧困をなくそう」「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」に関わりがあります。



2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として国・県の再犯防止推進計画を勘案して定めます。

また、この計画は、高齢や障がいなどの様々な生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく立ち直るための取組を明らかにするものであり、地域福祉に密接に関わることから、関連する保健・福祉分野の個別計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画は、国・県の再犯防止推進計画を勘案して定めるものであることから、国や県の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とし、今後の社会情勢や国・県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の見直し等を受け、必要に応じて見直すこととします。

本計画と関連する計画の期間

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
国	再犯防止推進計画 (平成30年度～令和4年度)					第二次再犯防止推進計画 (令和5年度～令和9年度)					
県			愛媛県再犯防止推進計画 (令和2年度～令和5年度)			第二次愛媛県再犯防止推進計画 (令和6年度～令和10年度)					
市						西条市再犯防止推進計画					

4 計画の支援対象者

この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」をいいます。

第2 計画の方針及び重点課題

1 基本方針

国の再犯防止推進計画では、法の基本理念を踏まえて、国の目指すべき方向・視点として5つの基本方針を設定しています。本市においても、国及び愛媛県と連携して施策を推進するため、この5つを基本方針とします。

参考：国計画〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

参考：県計画〔基本方針〕

再犯防止推進法の基本理念や国の第二次再犯防止推進計画の基本方針・重点課題を踏まえるとともに、本県の状況に応じて次の6つの重点課題に取り組みます。

2 重点課題

本市では、再犯防止を取り巻く状況に鑑み、国・県と連携して再犯防止の取組を推進する必要があることから、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、次の課題について重点的に取り組みます。

- ① 国・県等との連携強化等
- ② 就労・住居の確保等
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

参考：国計画〔重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

参考：県計画〔重点課題〕

- ① 国・市町・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進

- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

第3 課題に対する市の取組

1 国・県等との連携強化等

【現状と課題】

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがない人、障がい等を抱えている人など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている人が多く存在します。国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施していますが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、社会復帰後の支援は、地方公共団体が一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。

しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっています。

【県の主な取組】

- 国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークの構築等を行い、情報共有や意見交換する場を設け相互理解を図り、全ての支援対象者及びその家族等が円滑に相談できるよう、連携を維持、発展させます。

【市の取組】

- 国・県・他市町村との連携強化の取組【職員厚生課、くらし支援課】
国・県による情報共有や意見交換等の連絡会議への参加により、国・県の再犯防止施策を市の取組に随時反映させる等、再犯防止の取組を推進します。
 - 松山保護観察所等との連携【社会福祉課、包括支援課、健康医療推進課】
松山保護観察所が中心となって開催する、処遇協議のための連絡協議会に出席し、刑事司法関係機関等との連携を強化します。また、松山保護観察所が主催する地域連絡協議会が東予地域で開催される場合には同協議会へ参加し、保健所や医療機関等の関係機関との情報交換や研究・協議を通じて、精神疾患等を抱える人への関わり方を身に付けるなど、職員の資質向上等を推進します。
 - 松山刑務所西条刑務支所との連携【くらし支援課、危機管理課、社会福祉課、包括支援課、農水振興課、職員厚生課】
松山刑務所西条刑務支所と様々な方面において連携し、協働で再犯防止の取組を推進します。
 - ・ 矯正施設所在自治体会議への参画
「矯正施設所在自治体会議※」に参画し、他の矯正施設所在自治体との情報交換を積極的に行い、再犯防止を推進するための連携を強化します。
- ※ 矯正施設が所在する市町村が構成員となってネットワークを形成し、積極的に地域における再犯防止施

策等を推進して、情報交換、調査研究等を行うために設立された会議体

・ 高齢や障がいのある受刑者等への支援

地域生活定着支援センターの要請に応じ、出所後に住居がない高齢又は障がいのある受刑者が、円滑に福祉的支援を受けて安定した生活を送れるよう、施設収容中から介護保険や障がい福祉サービス等の手続きを行う「特別調整」を支援します。また、出所者のうち、一般就労と福祉的支援の狭間にある人に対する農業分野での就労や、農業・福祉関係者との関係づくりなどを行う「農福連携等」についての松山刑務所西条刑務支所の取組に協力します。

・ 人的交流の促進

松山刑務所西条刑務支所の受刑者に対して、社会復帰支援指導や運動指導等の支援を行うほか、刑務所職員から再犯防止のための諸施策を学ぶなど、お互いの強みを活かしながら連携を図ります。

2 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保

【現状と課題】

国の統計によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高いなど、不安定な就労が再犯リスクとなることが明らかになっています。

不安定な就労が再犯の要因となっていることから、国においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター(通称「コレワーク」)の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んできました。

さらに、一次計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも努めてきた結果、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数や犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主の数が一次計画策定前に比べて増加するなど、就労の確保に向けた国の取組は、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあります。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要があるとの課題があります。

なお、西条警察署・西条西警察署管内においては、犯行により検挙した人員のうち、約4割が無職となっています。

【市の取組】

○ 生活困窮者への支援 【社会福祉課】

失業や就職活動の行き詰まり等の事情で困窮状態に陥っている人に対し、自立に関する相談支援や就労等に関する支援プランの作成、家計の見直しやハローワークへの同行、就労のための手続き

支援等により「自立の促進」を図ります。また、必要に応じて生活保護制度の活用等、生活を安定させるための重層的なセーフティネットを推進します。

○ 協力雇用主の確保等に対する協力【くらし支援課】

松山保護観察所等と連携し、国が実施する協力雇用主、愛媛県就労支援事業所や高松矯正管区矯正就労支援情報センター(コレワーク四国)制度の周知に協力します。

○ 高齢者への就労支援【長寿介護課】

シルバー人材センターでは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かしながら、地域に密着した臨時的・短期的または軽易な仕事を提供し、生きがいの充実と将来にわたり活躍し続ける生涯現役社会を推進します。

○ 障がい者への就労支援及び社会参加の促進【社会福祉課】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを通じて、就労を希望する人が、就労の機会やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられること、また、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により課題が生じている人へは、関係機関と連携して解決に向けた必要な支援を行うなど、障がいのある人の地域での活動や社会参加を促進します。

○ 雇用対策支援事業【産業振興課】

毎週更新されるハローワークからの求人情報を把握し、市ホームページや窓口で周知します。

○ 障がい者施設・事業所の受注機会拡充【社会福祉課】

障がい者の自立した生活を確保できるよう、障がい者施設や事業所への物品・役務の調達を推進します。

○ ひとり親家庭に対する就労支援【子育て支援課】

ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付で国が指定する経理や医療事務などの講座を受講する場合の費用の一部を助成したり、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士又は作業療法士等の専門的な資格取得のため、養成機関に通う場合の生活費相当額の支給など、ひとり親家庭の生活安定のための支援を推進します。

○ 出所者等への就労支援(再掲)【社会福祉課、農水振興課】

松山刑務所西条刑務支所を含む矯正施設等が取り組む「農福連携等」について、出所者等のうち一般就労と福祉的支援の狭間にある人に対する農業分野での就労支援や該当施設での受入れ、農業・福祉関係者との関係づくり、また、一般就労としての就農について、農業及び行政機関等との関係づくりや情報提供等に協力するよう努めます。

(2) 住居の確保

【現状と課題】

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

国においては、これまで受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めてきた結果、適当な帰住先が確保されていない刑

務所出所者数の減少や満期釈放者の2年以内再入者数の減少など、住居の確保に向けた国の取組は、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題があります。

【市の取組】

○ 居住支援協議会【施設管理課・社会福祉課・長寿介護課】

高齢者、障がい者、子育て世帯、保護観察対象者等(住宅確保要配慮者)、住宅の確保に特に配慮を要する人に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び入居後の支援のほか、セーフティネット住宅の紹介や情報提供等を行い、住宅確保要配慮者等の地域での安定した生活を推進します。

また、愛媛県居住支援協議会への参画により、県内地方公共団体のほか、不動産団体や居住支援団体と広く連携し、住宅の確保について取り組みます。

○ 住居確保給付金【社会福祉課】

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った人又は住居を失うおそれがある人へ、原則3か月(最大9か月)家賃相当額を支給します。

○ 空き家の利活用【都市計画管理課・移住推進課】

市内で空き家となっている物件を活用し、貸したい家主が登録する「空き家バンク」により、市内に住居を探している人へ情報提供をします。

○ 居住生活困難者の施設入所【長寿介護課】

環境上及び経済上の理由により、居宅において日常生活を営むことが困難な65歳以上の高齢者に対し、入所可能な施設の情報提供や養護老人ホームへの入所措置等を行います。

○ 市営住宅【施設管理課】

住宅に困窮しており、同居家族がいることや低所得であることなど、一定の要件に該当する人に対し、住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図ります。

○ 障がい者の居住支援【社会福祉課】

共同生活援助(グループホーム)において日常生活上の介護や援助を行うなど、障がい者が安心して地域で生活できるよう、支援します。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者又は障がいのある人への支援

【現状と課題】

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障がいのある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等を実施してきました。

また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、法務省と厚生労働省による検討会の結

果を踏まえ、令和3年度から高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組を開始した結果、矯正施設から出所する者が年々減少する中において、特別調整の対象者数や地域生活定着支援センターによる支援の実施件数が増加するなど、福祉的支援に向けた取組は、着実に実績を積み重ねてきました。

しかしながら、高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題があります。

【市の取組】

○ 民生委員・児童委員による地域福祉の推進【社会福祉課】

民生委員は、地域において、常に住民の立場に立ち、様々な事情を抱える地域住民からの相談を受けるとともに、必要に応じて生活状態を把握する調査や見守り活動を行い、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っています。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等の必要な援助を行う児童委員を兼ねています。これらの活動を支援するため、活動費の助成や資質向上のための研修会を開催しています。

○ 高齢者に対する支援【包括支援課、長寿介護課】

・ 地域包括支援センターによる支援

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるよう、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等を配置し、3職種のチームアプローチにより介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行い、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。

・ 認知症ケア体制の整備等

認知症の人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」や、交流や相談の場としての「認知症カフェ」の設置をはじめ、認知症の方を地域で見守るための取組「認知症まもりねっと事業」及び認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成することで、認知症になっても安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における支援体制の構築とケア向上を推進します。

また、認知症等により福祉サービスの契約等が困難な方へ、成年後見制度の利用に向けた支援・調整(申立支援、費用助成等)を行います。

・ 生活支援体制整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・予防を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、地域全体で高齢者の生活を支える「互助」の体制づくりを図るため、「生活支援コーディネーター」や「協議体」を設置し、高齢者も支援の担い手となるようなサービスの開発・創出に取り組みます。

・ 地域ケア会議の推進

医療、介護等に携わる人をはじめとする多様な関係者が、多角的な視点から高齢者に関する課題の抽出や課題解決に向けた取組、個別事例に対する支援を検討し、それぞれの課題の解決を

図るとともに、地域ケア会議を積極的に開催することにより、個別事例検討の蓄積や日常業務を通じて把握した地域課題を関係機関と地域が共有し、高齢者だけでなく、助けが必要な人に対して身近な人たちが支え合う地域づくりへの取組を検討します。

・ 介護サービス受給への支援

地域包括支援センター等関係機関と連携して高齢者等の介護サービス受給ニーズの把握に努め、早期申請につなげるとともに、認定者へはケアプラン点検等、介護給付適正化により身体機能等の改善につながるサービス提供を行い、必要な保健医療・福祉サービスが受けられるよう総合的な支援を行います。

○ 障がい者に対する支援【社会福祉課】

・ 相談支援

一般相談事業所や特定相談支援事業所において、障がい者からの様々な相談対応、各種情報の提供、障がい福祉サービス等の利用援助や社会資源を活用するための支援、権利擁護のための必要な援助などの実施により、障がいのある人の地域での安定した生活を支援します。

・ 障がい者自立支援協議会

障がい者自立支援協議会において、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスに係る分野の関係機関と連携したネットワークを構築し、専門部会による課題検討等を通じて、地域の障がい者が安心して生活できるよう支援します。

・ 精神通院医療費の助成

様々な事情で精神に疾患を抱えた人が必要な治療を継続して受けられるよう、通院に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。

○ 地域における悩みに関する相談事業【社会福祉課】

生活の多様化による様々な心配ごとの相談窓口として「心配ごと相談」、仕事や家計、住居のことなど、生活全般に関する相談窓口としての「自立相談支援センター」を設け、地域における孤立など、悩みに寄り添い、地域福祉の向上を推進します。

○ ゲートキーパー養成等の推進【健康医療推進課】

地域で様々な悩みを抱える人たちに対し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人(ゲートキーパー)の養成に取り組み、地域で孤立する人に対する支援を推進します。また、こころの健康に関する講座を積極的に開催し、住民一人ひとりがこころの健康問題の重要性を認識し、自分や身近な人の不調に早く気づき対処できるよう、正しい知識の普及を図ります。

○ 精神障がい者団体及び支援団体への支援【社会福祉課】

精神障がい者の住みよい社会環境づくりの実現をめざして活動している「精神障がい者地域家族会」や、精神障がい者の社会参加を支援するボランティアグループの活動を支援し、精神障がい者の社会復帰や社会参加を促進します。

○ 高齢者への就労支援(再掲)【長寿介護課】

シルバー人材センターでは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かしながら、地域に密着した臨時的・短期的または軽易な仕事を提供し、生きがいの充実と将来にわたり活躍し続ける生涯現役社会を推進します。

○ 居住生活困難者の施設入所(再掲)【長寿介護課】

環境上及び経済上の理由により、居宅において日常生活を営むことが困難な65歳以上の高齢者

に対し、入所可能な施設の情報提供や養護老人ホームへの入所措置等を行います。

(2)薬物依存を有する者等への支援

【現状と課題】

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、国においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきました。

また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進めてきました。さらに、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきました。

その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2パーセントであったところ、令和2年出所者は15.5パーセントまで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなどの課題もあります。

【県の主な取組】

- 薬物依存症に関する相談窓口や治療可能な医療機関、民間の回復支援施設等について、警察、検察庁、裁判所、弁護士会、矯正施設及び更生保護関係機関・団体を通じて周知します。
- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定に努めるなど、医療の提供体制を整備し、関係機関とのネットワーク化を図ります。
- 刑事司法手続を終了する薬物依存症者への継続的な地域での支援について検討します。

【市の取組】

- 薬物乱用防止のための取組【健康医療推進課】

野生のけしの花に関する保健所への通報を行うなど、不正大麻使用を予防します。愛媛県薬物乱用防止指導員協議会への指導委員の推薦や当該委員と連携し、市内イベントや行事の協力、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援基金運動の周知、県主催の薬物乱用防止パレードへの参加等、薬物乱用防止のための各種啓発活動を推進します。
- 精神保健に係る相談対応【健康医療推進課】

本人又は家族、その他地域の人たちからの相談を受け、警察、消防、保健所、医療機関等と連携して、精神保健に係る支援の必要な人の把握や見守りをはじめ、訪問指導、精神科の医師が相談に応じる「こころの相談」等により状態の軽減を図り、社会復帰へのコーディネートを実施します。

4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等

【現状と課題】

我が国の高等学校への進学率は、98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にあります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施してきました。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。

その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は一定の成果を上げてきましたが、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります。

【市の取組】

○ 補導活動の実施【学校教育課】

地域からの推薦や小中学校の教員等で構成する補導委員により、警察と連携し、年間を通して補導活動を行い、非行少年の早期発見に努めるとともに、不良図書回収などの環境浄化活動を実施します。

○ 青少年関係団体による健全育成の推進【学校教育課・社会教育課】

市内の教育機関、警察機関、民生児童委員、その他地域の代表で構成する「青少年健全育成協議会」や市内小中学校に設置している「児童生徒をまもり育てる協議会」において、いじめ、不登校、非行防止、交通安全等について協議し、保護司と連携して、青少年の地域における健全育成を推進します。また、青少年団体「ボーイスカウト西条地区協議会」の活動に対して補助金を交付し、民間団体による青少年の健全育成の促進を図ります。

○ 学校、教育や家庭に関する相談体制の整備【学校教育課】

・ スクールカウンセラー

児童生徒へのカウンセリングや保護者、教員等への助言・援助を行い、学校での教育相談体制の充実と心理面でのサポートを図るため、スクールカウンセラーを配置しており、相談に応じて各地区の小中学校へも派遣します。

・ スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた環境(家庭等)への働きかけや、福祉等の関係機関とのネットワークを構築し、活用するためのスクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決のための環境づくりをサポートします。

・ ハートなんでも相談員

児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行い、不登校等の問題行動の早期発見、早期解決を図るため、ハートなんでも相談員を配置します。

・ 教育相談

学校への相談が不安な場合や、相談できる時間が限られる場合などに対応するため、「西条市

青少年育成センター」本部と西部へ指導員を配置し、いじめや非行等を含む教育に関するあらゆる相談を受け付け、県、警察機関、子育て相談窓口等の関係機関と連携して問題解決を図ります。

○ 児童生徒への心理的・情緒的な自立支援【学校教育課】

西条市適応指導教室「いしづち」「ひうち」では、学校に行きたくても行くことができない児童生徒を対象に、基本的な生活習慣の改善や自立心・協調性を育て、社会的に自立することを目指し、教育相談や学習支援等を行います。

○ ひとり親家庭の児童への学習支援【子育て支援課】

ひとり親家庭の児童の学習への意識と学力の向上を図るため、大学生や社会人等のボランティアによる学習支援を行います。ひとり親家庭の子どもは、親との離別等により、精神面や経済面で不安な状況におかれている場合が多いことから、子どものよき理解者として学習支援や進学相談等を行い、子どもの情緒の安定とひとり親家庭の負担軽減を図ります。

○ 家庭児童相談員による子育て相談【子育て支援課】

家庭児童相談員を子育て支援課に配置し、子育ての悩みや子どもの成長・発達についてなど、子育てに関する様々な相談を受け付けます。また、見守りが必要な家庭には定期的に訪問を行い、関係機関と情報を共有して支援に当たります。

○ 子どもの居場所づくりの推進【子育て支援課、学校教育課、社会教育課】

放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室、土曜教育において、適切な遊びや活動を通じて子どもの居場所づくりを推進します。また、子どもたちの見守りや一人で遊んでいるなどの気になる子どもへの声掛けのほか、保護者からの相談に応じて必要な支援や助言を行います。

5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

【現状と課題】

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、政府においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール(Gツール)や保護観察所におけるアセスメントツール(CFP)を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきました。また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めてきました。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けられる体制が十分に整っていないことなどの課題があります。

【市の取組】

○ 配偶者等からの暴力に関する支援【子育て支援課】

配偶者や恋人などの親密な関係にあった相手からの身体的、精神的、性的、経済的暴力による被

害を受けている人の相談を受け、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら一時避難先としてのシェルターや行き場のない母子が生活を安定させることを目的とした母子生活支援センター等へつなぐなど、加害者から離れて安心して生活できるよう支援を行います。

○ 児童虐待の早期発見・未然防止の推進【子育て支援課】

家族や親族等関係者からの相談や地域の人からの情報提供により、児童虐待の早期発見に努めており、児童虐待の疑いがあるとの通報を受けた場合は、訪問等を実施し、状況確認を迅速に行います。また、児童相談所等の関係機関とも連携し、虐待があった家庭や虐待の恐れがある家庭へ必要な支援を行い、子どもの安全で安心な生活を守ります。

○ 刑務支所・保護観察所に対する支援【社会福祉課、包括支援課、健康医療推進課】

松山刑務所西条刑務支所や松山保護観察所において実施する処遇会議等に参加し、医療機関や保健所等の関係機関と連携を取りながら、必要な情報を共有し、出所後等に円滑に社会復帰できるよう、支援方法を検討します。

○ 青少年関係団体による健全育成の推進(再掲)【学校教育課・社会教育課】

市内の教育機関、警察機関、民生児童委員、その他地域の代表で構成する「青少年健全育成協議会」や市内小中学校に設置している「児童生徒をまもり育てる協議会」において、いじめ、不登校、非行防止、交通安全等について協議し、保護司と連携して、青少年の地域における健全育成を推進します。また、青少年団体「ボーイスカウト西条地区協議会」の活動に対して補助金を交付し、民間団体による青少年の健全育成の促進を図ります。

○ 子どもの居場所づくりの推進(再掲)【子育て支援課、学校教育課、社会教育課】

放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室、土曜教育において、適切な遊びや活動を通じて子どもの居場所づくりを推進します。また、子どもたちの見守りや一人で遊んでいるなどの気になる子どもへの声掛けのほか、保護者からの相談に応じて必要な支援や助言を行います。

○ 人権教育・啓発の推進【人権擁護課】

「西条市人権文化のまちづくり基本計画」に刑を終えて出所した人の社会復帰支援を重要課題の一つに掲げ、学校、地域、家庭、職域その他の日常生活におけるあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を推進します。市民一人ひとりが犯罪をした者等の人権課題に対して正しく理解を深められるよう教育・啓発活動に取り組み、様々な事情を抱える他者を思いやることのできる豊かな人権感覚を育むとともに、人権意識の普及・高揚を図り、差別のない社会の実現を目指します。また、市内の保護司や関係機関・団体等と連携し、人権講座等の研修及び啓発活動、並びに人権相談の充実に努めます。

○ 国機関等と連携した支援【学校教育課】

地域における犯罪や非行の問題に関して、松山保護観察所や無料相談を実施している松山法務少年支援センターなどと情報共有等を行い、それらの問題を抱える人の支援を図ります。

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・

パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものです。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。国は、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことがかねてより指摘されています。

【市の取組】

○ 社会を明るくする運動等の推進【くらし支援課】

犯罪や非行を防止し、社会への立ち直りを地域で支援する「社会を明るくする運動」を、保護司、教育関係団体、社会福祉団体、地域団体と連携しながら市が主体となって推進し、強調月間(7月)における街頭での普及啓発活動、学校と連携した児童生徒への啓発、大会の開催、市広報紙や市ホームページを通じた周知等を実施することで、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指します。また、同じく7月に実施される再犯防止啓発月間において、保護司会や更生保護女性会による地域ミニ集会や市内中学生を対象とした作文コンテストを実施することで、再犯防止に関する広報・啓発活動に努めます。

○ 更生保護団体との連携・支援【くらし支援課】

西条更生保護サポートセンターの事務所として、西条市役所西部支所の一室を無償貸与するとともに、西条地区保護司会に補助金を交付し、その活動を支援します。

○ 再犯防止に関わる機関・団体等との連携強化等【くらし支援課】

再犯防止に関わる機関・団体等とのネットワークを構築し、地域支援のための連携を強化するとともに、刑事司法機関、就労・住宅支援関係機関、その他福祉関係機関・団体等との相互交流を図り、犯罪をした者等の立ち直りの支援に関して、市内の関係団体等が研修・協議をする機会の確保に努めます。

○ 更生保護活動の理解促進と人材の確保【くらし支援課、職員厚生課】

松山保護観察所と連携し、保護司等の更生保護ボランティア活動について市民に広く周知するとともに、保護司の人材確保に関する必要な施策を講ずることに努めます。

また、改正更生保護法の施行により松山保護観察所において「更生保護に関する地域援助※」が開始されたことから、援助を必要とする地域住民や関係機関等が地域援助を利用できるよう、地域援助の内容等に関する積極的な周知・広報を行います。

※ 保護観察所が、地域住民又は関係機関等から、改善更生や犯罪予防に関する事項についての相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行うもの。相談内容に応じて、地域にある様々な機関や団体と連携して、医療、福祉、就労その他必要な援助を受けることができるよう調整していく。

○ 人権教育・啓発の推進(再掲)【人権擁護課】

「西条市人権文化のまちづくり基本計画」に刑を終えて出所した人の社会復帰支援を重要課題の一つに掲げ、学校、地域、家庭、職域その他の日常生活におけるあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を推進します。市民一人ひとりが犯罪をした者等の人権課題に対して正しく理解を深められるよう教育・啓発活動に取り組み、様々な事情を抱える他者を思いやることのできる豊かな人権感覚を育むとともに、人権意識の普及・高揚を図り、差別のない社会の実現を目指します。また、市内の保護司や関係機関・団体等と連携し、人権講座等の研修及び啓発活動、並びに人権相談の充実に努めます。

○ 矯正行政への理解等の促進【危機管理課】

市・各種団体と松山刑務所西条刑務支所の交流を促進し、刑務所内の参観などにより、相互理解を深め、犯罪・非行の防止や再犯防止施策を支援するよう努めます。

第4 計画の推進について

1 計画の推進と普及啓発

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづらい思いをしている人に寄り添う安全・安心な地域社会を実現するため、市の取組を実施する市内の関係部署を中心に、関係機関や民間協力団体等と十分な連携を図り、認識を共にすることで、再犯防止に係る本計画を推進していきます。また、取組の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であることから、市の広報紙やホームページ等を通じて、再犯防止に関する市の基本方針と取組を広く周知し、計画の普及啓発に努めます。

2 計画の進行管理

計画の推進を図るため、市の再犯防止に関する取組の進捗状況の把握・評価を必要に応じて行います。また、社会情勢や国及び県の施策の推移を勘案して、適宜、見直しを図ることとします。

參考資料

犯罪統計

(高松矯正管区提供データを基に西条市作成)

単位:人

全 国	検挙者総数	初犯者・再犯者別		犯罪時の職業別		
		初犯者	再犯者	有職者	無 職	
					学生・生徒等	無職者
平成 29 年	187,702	92,674	95,028	94,501	5,240	87,961
平成 30 年	182,124	90,101	92,023	93,707	4,855	83,562
令 和 元 年	172,197	85,245	86,952	89,562	4,443	78,192
令 和 2 年	164,678	81,294	83,384	86,144	3,537	74,997
令 和 3 年	159,692	79,883	79,809	83,949	3,257	72,486

愛媛県	検挙者総数	初犯者・再犯者別		犯罪時の職業別		
		初犯者	再犯者	有職者	無 職	
					学生・生徒等	無職者
平成 29 年	2,066	967	1,099	983	35	1,048
平成 30 年	2,155	1,024	1,131	1,102	31	1,022
令 和 元 年	1,871	884	987	912	32	927
令 和 2 年	1,761	846	915	839	19	903
令 和 3 年	1,626	783	843	753	23	850

西 条 警察署	検挙者総数	初犯者・再犯者別		犯罪時の職業別		
		初犯者	再犯者	有職者	無 職	
					学生・生徒等	無職者
平成 29 年	84	38	46	51	0	33
平成 30 年	117	62	55	69	0	48
令 和 元 年	129	73	56	86	0	43
令 和 2 年	86	43	43	54	0	32
令 和 3 年	57	34	23	31	0	26

西条西 警察署	検挙者総数	初犯者・再犯者別		犯罪時の職業別		
		初犯者	再犯者	有職者	無 職	
					学生・生徒等	無職者
平成 29 年	97	61	36	51	0	46
平成 30 年	74	42	32	34	0	40
令 和 元 年	71	32	39	32	0	39
令 和 2 年	67	32	35	38	0	29
令 和 3 年	49	21	28	31	0	18

※ 再犯者とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

※ 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

用語解説

【あ行】

○ 入口支援

高齢や障がい等により福祉的支援が必要な被疑者等が、身柄釈放時等に福祉サービスにつながるよう支援すること。

【か行】

○ 仮釈放

懲役又は禁錮の受刑者が、刑期満了前に地方更生保護委員会の決定で仮に釈放されること。仮釈放の期間中は、保護観察に付され保護観察官や保護司による指導監督・補導援護を受ける。

○ 起訴

公訴を提起すること。検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為。

○ 起訴猶予

犯罪事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときに検察官が行う不起訴処分。

○ 教誨師

矯正施設入所者の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

○ 矯正施設

刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。

○ 矯正就労支援情報センター (通称「コレワーク」)

全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主に対し、採用手続のサポート(①雇用情報提供サービス、②採用手続支援サービス、③就労支援相談窓口サービス)を行うために設置された法務省の機関。

○ 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、自立及び社会復帰に協力する民間の事業主。

○ 居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し住宅情報の提供等の支援を行うため、県、市、関係業者や関係団体から構成される協議会。

○ 刑法犯

危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除いた刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。

①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③印紙犯罪処罰法 ④暴力行為等処罰法 ⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑥航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 ⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑩組織的犯罪処罰法刑法

○ 刑務所等

裁判で有罪が確定すると、執行猶予の場合を除き、懲役、禁錮、拘留は刑務所などの刑事施設で検察

官の指揮により刑が執行される。なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設にある労役場に留置される。

○ 刑務所出所者等就労奨励金

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に對して支払う奨励金。

○ 検挙

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。

○ 更生保護

罪を犯した者や非行少年が、再び過ちを繰り返すことなく社会の中で自立できるよう、適切に処遇を行い、改善更生を助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

○ 更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更正が妨げられるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行う。

○ 更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体。

【さ行】

○ 再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

○ 再犯率

犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどれくらいあるかを見る指標で、将来に向かってのもの。

○ 再犯者率

犯罪により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるかを見る指標で、過去に遡るもの。

○ 再入者

受刑のための刑事施設への入所回数が2回以上の者。

○ 執行猶予

一定の期間(執行猶予期間)法令の定めるところにより刑事事件を起こさず無事に経過したときは、その刑を消滅させる制度。

○ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全ての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織。地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている。

○ 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

- 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮を要する者。
- 少年院
家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
- 少年鑑別所
①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られ、少年鑑別所に収容される者等に対し、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。

【た行】

- 地域生活定着支援センター
保護観察所と連携し、高齢や障害等により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等に対し、入所中から出所後までの一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。
- 出口支援
高齢や障がい等により福祉的支援が必要な出所者等が、福祉サービスにつながるよう支援すること。
- 篤志面接委員
矯正施設の被収容者に対し、民間の篤志家による専門的知識や経験に基づいた助言・指導を行う。
- 特別調整
高齢又は障がい等により特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設出所者に対し、矯正施設入所中から矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携し、必要な調整を行うもの。

【な行】

- 認知件数
犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。
- 農福連携
農業分野において、障がい者等の社会参加を後押しすると同時に、農業の担い手不足にも応える取り組み。

【は行】

- BBS会(Big Brothers and Sisters)
非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。
- 犯罪をした者等
再犯防止推進法第2条では、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義している。
- 非行少年

犯罪少年(14歳以上20歳未満で罪を犯した少年)、触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)、ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の少年)の総称。

※18歳と19歳は、少年法が適用される「特定少年」として扱う。

○ 婦人補導院

売春防止法違反により補導処分となった成人の女性は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付される。

※売春防止法の改正により、令和6年4月1日から廃止される。

○ 保護観察

非行や犯罪をした人が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司により指導と支援を行うこと。保護観察の対象者は、主に次の4種類

・保護観察処分少年(少年)

非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年

・少年院仮退院者(少年)

非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年

・仮釈放者(成人)

懲役または禁錮の刑に処され、仮釈放を許された者

・保護観察付執行猶予者(成人)

刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言渡しを受けた者

○ 保護観察所

更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策の事務を行う法務省所管の機関で、各地方裁判所の管轄区域ごとに設置されている。

○ 保護司

犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員で、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、刑事施設や少年院から出所した人がスムーズに社会復帰することができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

○ 法務少年支援センター

非行等に関する問題や、思春期の少年の行動理解等に関する知識・ノウハウを活かして、少年や保護者などの個人からの相談に対して情報の提供・助言等を行うほか、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携して地域の非行・犯罪防止に関する活動や支援を行う法務省の機関であり、少年鑑別所内に設置されている。

【ま行】

○ 満期釈放

主に懲役刑・禁錮刑の刑期終了により釈放されること。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする